

第 2 章

条 文	解 説
<p>(情報公開及び共有)</p> <p>第 4 条 市民及び市は、まちづくりに関する情報を共有するものとする。</p> <p>2 市は、市民に対し、市が保有する情報を積極的に公開するとともに、分かりやすく、速やかに提供しなければならない。</p>	<p>【解説】</p> <p><第 1 項> 参画と協働によるまちづくりの前提として、市の情報提供や公開を規定することで、市民の知る権利を事実上保障するものです。</p> <p><第 2 項> また、市は市民に分かりやすく説明するために、多様な媒体を通じて広報活動の充実に努めることを規定するものです。</p>

主な取組状況（進捗状況や成果）	取組における課題・問題点等	関連する各条例の運用状況	前回の見直し時の推進委員会での意見	意見に対する対応（対応していない場合はその理由）	条文・条文解説で変更が必要と思われる箇所	市民自治推進委員ご意見・ヒアリング希望部署
<p>(総務課)</p> <p>■情報公開条例に基づき、情報公開制度を適正に運用している。</p> <p>(企画政策課)</p> <p>■生駒市総合計画審議会資料を、市ホームページで公開する等、まちづくりに関する情報を公開している。</p> <p>(広報広聴課)</p> <p>■広報紙・ホームページ・各種 SNS・報道発表・自治会回覧等で情報を発信している。また、各課の広報力の向上のための研修を毎年実施しているほか、庁内 LAN を利用し、広報関連情報の共有を行っている。 (46条、47条と関連)</p> <p>(財政課)</p> <p>■「財政状況の公表に関する条例」に基づき、7月と11月の年2回、広報紙で歳入歳出予算の執行状況や財産等の財政状況を公表。予算決算の状況や関係資料をホームページで公表した。 また、社会保障関係費の推移も広報紙に掲載し、今後の財政状況の厳しさも示した。</p> <p>(生活支援課)</p> <p>■生活保護やくらしとごと支援センター、求人情報等の情報を窓口を設置し、制度等の周知に努めている。</p>	<p>(広報広聴課)</p> <p>・46条、47条での各委員の意見を踏まえる必要がある。</p> <p>(生活支援課)</p> <p>・生活保護法による保護を受けることは国民の権利であり、権利を侵害しないことはもとより、権</p>	<p>・生駒市情報公開条例</p> <p>・財政状況の公表に関する条例</p>	<p>1 情報共有や情報公開の実績はそれぞれあると思いますが、総合的に見て、参画と協働のまちづくりや総合計画の観点からは、その成果が見えにくいと考えます。</p> <p>2 計画策定や事業実施の各段階で情報提供することにより、そこに直接関わっている人だけでなくその他の人にも理解が広がっていくと考えます。</p> <p>3 現状では先進的な取組や工夫がなされていますが、たとえば、ホームページに「参画と協働によるまちづくり」のアイコンを設け、各部署での取組状況を情報化するなど、参画と協働</p>	<p>(広報広聴課)</p> <p>1 市の主要な施策について、広報紙で特集し、市の置かれている現状や課題、関わっている人の声等から、市の考えや取組を紹介している。</p> <p>(地域コミュニティ推進課)</p> <p>1 課の X (旧 Twitter) や市 HP 等において、随時、市民参画のイベントや協働の事業の告知・報告を行い、市民に向けて情報を発信している。</p> <p>(障がい福祉課)</p> <p>1 障がいのあるなしにかかわらず、全ての市民に市の情報が行き渡るよう、音声版・点字版広報の作成・配布を引き続き行っている。</p> <p>(企画政策課)</p> <p>2 総合計画審議会等の資料や議事録について、会議毎にホームページで公開している。</p> <p>(広報広聴課)</p> <p>2 各課において、計画策定段階でワークショップや説明会を行い、策定に至るプロセスをホームページで公開している。</p> <p>(広報広聴課)</p> <p>3 市ホームページにおいては、令和2年度のリニューアルで市民活動のジャンルを設け、体系的にコンテンツを整理している。</p>	<p>特になし</p>	<p>・条文第 1 項で「情報を共有」とありますが、解説は市の情報の提供や公開にしか言及していません。①「共有」と「情報提供や公開」は質的に異なります。公開だけだと、ただ HP に掲載しておけばよい、という姿勢になりかねません。②市民の持つ情報を市が共有する取組（広聴など）はどこかに規定されているのでしょうか？ 広報広聴課の取り組みも広報しか記載されていませんが。</p> <p>・条文第 2 項では「分かりやすく、速やかに提供」とありますが、解説は「多様な媒体」となっていて手法（言語等）は含まれていません。取組状況も SNS など媒体だけです。しかし、生駒市でも「手話言語条例」ができていますし、「やさしい日本語」「多言語表示」なども媒体以外の手段や手法についても検討されるべきではないでしょうか。生駒市は全国に先駆けて市内の全小中学校で UD フォントを導入した一とも聞いています（実証実験だったのでその後、どうなったか分かりませんが）差別解消法との関連もあるので、必要であれば障がい福祉さらに国際協力や教育指導課などの部局にヒアリングした方がいいかもしれません。</p> <p>・前回の見直し時の指摘にあるように、情報の受け手側への聞き取りがなければ、情報公開及び共有が適切になされているか否かは、判断しづ</p>

第2章

<p>(障がい福祉課) ■音声版・点字版広報を作成・配布し、障がいのあるなしに関わらず市の情報が行き渡るようにしている。</p>	<p>利を侵害していると疑われるような対応をすることもないう、注意する必要がある。</p>		<p>のまちづくりを意識し、情報提供におけるもう一工夫が必要ではないかと思ひます。</p>	<p>(地域コミュニティ推進課) 3 市 HP にて各部署の参画と協働の事業を取りまとめた「参画と協働のまちづくり事務事業一覧表」を掲載し、取組状況を情報化している。</p>		<p>らい。属性に応じて必要な手立てが必要であると推測される。 現状における確認方法及び関連する住民アンケート結果などがあれば示されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・X(旧 twitter)を中心に SNS 等で情報発信されていることと思ひますが、市民に情報提供し、場合によってはそのフィードバックを得るために、適切かつ十分な SNS のチャンネルが活用されているかどうかを定期的にレビューする仕組みがあれば望ましいのではないかと思ひます。(第3章についても同様) ・SNS 発信について、各課それぞれに公式アカウントを有し積極的な運用されていることがわかります。このような発信が、市民のまちづくりへの関心となり、参画へつなぐプロセスフローは意識されていますか？ ・「情報を共有する」とありますので、情報受け取る市民側も情報を積極的に受けていく努力が必要と感じました。 ・生駒市オープンデータポータルサイトの存在を初めて知りました。まちづくりコンサル業の方にはとても有用なデータですが、市民活動(助成金の申請作成等)でも積極的に活用してほしいと思ひました。 ・(デジタル推進課) 主な取り組みや成果について記載できるものがあるのではないのでしょうか。
			<p>4 市民の情報収集力には差があると思われるので、全ての市民に伝わるような情報提供の工夫や検討が引き続き必要であると思ひます。</p>	<p>(広報広聴課) 4 障がい者や高齢の方が等しく情報入手できるよう、点字や声の広報を行っている。また、外国人や視覚障がい者を対象に、多言語翻訳や自動読み上げが可能な Catalog Pocket を令和元年7月に導入した。</p> <p>(デジタル推進課) 4 市の保有する行政情報を誰でも活用できる形で公開する「生駒市オープンデータポータルサイト」を平成29年3月に開設しました。「オープンデータ」とは「機械判読に適したデータ形式で二次利用が可能な運用ルールで公開されたデータ」と定義され、市民参加・官民協働の推進を通じた諸課題の解決、経済活性化、行政の高度化・効率化等が期待されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市では、ポータルサイト運用やデータ追加に加え、市民に向けた周知や利活用促進ワークショップ等、庁内のデータ収集や意識醸成に継続して取り組む中、市民による利活用事例も複数生まれています。引き続き多様な主体と連携しながら、更なる普及啓発や、公開データの充実、利活用促進等を図ります。 		

第2章

条 文	解 説
<p>(参画と協働の原則)</p> <p>第5条 市民及び市は、第1条の目的を達成するため、参画と協働によるまちづくりを推進する。</p>	<p>【解説】</p> <p>この条例の目的を達成するため、市民が市政に参画する機会を保障するとともに、市民同士、市民と市、それぞれの役割分担と責任に基づいて、お互いの立場や特性を尊重しながら協働してまちづくりに取り組むことを規定するものです。</p>

主な取組状況（進捗状況や成果）	取組における課題・問題点等	関連する各条例の運用状況	前回の見直し時の推進委員会での意見	意見に対する対応（対応していない場合はその理由）	条文・条文解説で変更が必要と思われる箇所	市民自治推進委員ご意見・ヒアリング希望部署
<p>(企画政策課)</p> <p>■生駒市総合計画審議会及び生駒市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議において、学識経験者や市民団体、市内企業等と連携し、計画の進行管理を実施する等、まちづくりを協働で進めている。</p> <p>(地域コミュニティ推進課)</p> <p>■毎年、庁内各課に対して、各所属で取り組んでいる参画と協働の事業調査を行い、参画と協働の認識のもと、事業を企画、実施してもらえるよう意識付けを行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H30年度：273件 ・R1年度：293件 ・R2年度：269件 ・R3年度：255件 ・R4年度：268件 <p>【第3章第7条・第6条第18条にも同様の記載有】</p> <p>(地域コミュニティ推進課)</p> <p>■自治基本条例を補完する参画と協働の指針策定（平成25年3月策定）及び研修の実施。</p> <p>【第5章14条・第6章18条にも同様の記載有】</p> <p>(地域コミュニティ推進課)</p> <p>■「参画と協働」の職員研修</p> <p>毎年、「参画と協働」の職員研修を実施し、職員の意識高揚を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H30年度：50人（5級以下の職員） ・R1年度：39人（5級以下の職員） ・R2年度：全管理職 ・R3年度：34人 ・R4年度：46人（3級以下の職員） 43人（4級以上の職員） 	<p>(地域コミュニティ推進課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により開催中止が相次いだ結果、事業件数が減少したものの、現在は事業数が戻りつつある。 		<p>1 計画から最終決定まで、議論から結論に至る経過についても、多くの市民の理解を得られるような工夫が必要だと思います。</p> <p>2 「参画と協働」への取組は、パブリックコメントや審議会等への参加だけでなく、地域社会との関係性を重視して行われるべきではないかと考えます。</p> <p>3 研修の成果は、参加人数を指標として捉えるのではなく、研修の結果、どのような協働が始まったのかといった内容面が重要であると思います。自治の担い手である「市民」「議会（議員）」「行政（市職員）」が役割分担をしながら参画と協働のまちづくりを進めていくことが重要と考えます。</p>	<p>(企画政策課)</p> <p>1・総合計画審議会の資料等、会議毎にホームページで公開している。</p> <p>※第4条に関する質問の回答と同様</p> <p>(障がい福祉課)</p> <p>1・計画策定においては、パブリックコメントや地域の医師・当事者団体・事業者などで構成された生駒市障がい者地域自立支援協議会での議論に加え、アンケート調査を行い、より多くの意見を拾いながら策定している。</p> <p>(企画政策課)</p> <p>2・総合計画第2期基本計画の策定にあたって、地域で活動する団体とワークショップを行い、まちづくりに関する意見を聴取した。</p> <p>(地域コミュニティ推進課)</p> <p>2 各事業（ティーミーティングやワークショップ）の実施に当たり、現地に職員が出向いて対話を繰り返し、住民との関係構築に努めている。</p> <p>(地域コミュニティ推進課)</p> <p>3「参画と協働の職員研修」の成果については、毎年庁内各課に対して行う「参画と協働の事業調査」で各所属がどれだけ参画と協働の事業に取り組んでいるかを調査することで把握している。</p>	<p>特になし</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・条例では「参画と協働」とありますが、生駒市のHPや市長の言葉の中に「協創」という言葉もよく出てきています。言葉の違いはありますか？統一の必要性はありますか？ ・（委員会でも申し上げましたが）参画と協働の事業に含まれる範囲を教えてください。指定管理者などは含まれるのでしょうか？ ・生駒市は就労人口の内、市外で働く現役世代が多い街（すみません、データ根拠調べられていませんが、周りの友人知人の状況を見て）だと思いますが、そういった現役世代がまちづくりや地域課題に取り組みやすくなる具体事業や仕掛けはありますか？ ・特にありませんが、前回見直し時の意見についても引き続き確認しておく必要はあるのではないかと思います。 （企画政策課） 第4条と同様に、現在の周知方法で市民の理解を得られる工夫が十分になされているかの検証が必要である。 （企画政策課）、（地域コミュニティ推進課） ワークショップや各種ミーティングをおこなわれているとのことであるが、取り組みにおける課題はないという認識で間違いはないか。 （地域コミュニティ推進課） ・出前講座の実施件数をお示しください

第2章

<p>(地域コミュニティ推進課) ■ファシリテーション研修 職員、自治会、NPO関係者に対し、組織の活性化や協働を推進するためのファシリテーション能力を養成する。 ・H30年度：36人 ・R1年度：16人 ・R2年度：6人</p> <p>(地域コミュニティ推進課) ■出前講座(自治基本条例、市民自治協議会) による周知</p> <p>(生活支援課) ■「子どもの学習支援教室」において、大学生のボランティアを募集している。</p> <p>(障がい福祉課) ■地域の医師・当事者団体・事業者などで構成された生駒市障がい者地域自立支援協議会を開催し、地域における障がい福祉の課題について意見交換をしている。</p> <p>(地域医療課) ■在宅医療・介護連携に関する市民フォーラム 市民が住み慣れた地域や家庭で安心して暮らし続けることができるよう市民ニーズが高まりつつある在宅医療と介護の連携についての啓発を目的に講演会等を開催している。</p>	<p>(生活支援課) ・「子どもの学習支援教室」において市民との協働を推進するため、ボランティアの人数が確保できるよう、周知していく必要がある。</p>		<p>4 「自治基本条例」が市民生活の活動になかなかつながらず、関心のない人が多いように思います。より一層の啓発が必要と考えます。</p>	<p>(地域コミュニティ推進課) 4 毎年開催している自治連合会の全体集会において、自治会長に自治基本条例のパンフレットを配布し啓発している。また、どこでも講座のメニュー化等で市民が条例に触れる機会を作っている。</p>	<p>い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な取り組みに書かれている件数は、何の事業の件数なのか、不明である。参画と協働を意識しておこなった事業なのか、参画と協働を促すための事業なのか、明確に説明されたい。 ・参画と協働の職員研修の内容は ・課によって意識の温度差があると思うが、研修成果を把握するための事業調査でみえてきた課題は。 ・地域コミュニティ推進課の「ファシリテーション研修」の受講者が年々少なくなっているのが気になります。講座の開催時期や時間帯、場所等はどうなっていますか？ また修了生のフォローアップはしていますか？
--	---	--	---	---	--

第2章

条 文	解 説
<p>(人権の尊重) 第6条 本市のまちづくりは、性別や年齢、国籍などにかかわらず、市民一人ひとりの人権が保障され、その個性及び能力が十分発揮されることを原則に推進されなければならない。</p>	<p>【解説】 参画と協働のまちづくりを進めるに当たっては、一人ひとりの基本的人権が尊重され、自らの個性と能力が十分発揮できることが必要であることを定めています。人権問題は、女性、子ども、高齢者、障がい者、在日外国人、LGBTなどの性的少数者、同和問題、インターネット等による人権侵害など多岐にわたっています。</p> <p>《既存の法律など》 【生駒市人権擁護に関する条例】 (目的) 第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法の理念にのっとり、部落差別等あらゆる差別をなくすための市及び市民の責務等必要な事項を定めることにより、人権意識の高揚を図り、もって差別のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p>

主な取組状況（進捗状況や成果）	取組における課題・問題点等	関連する各条例の運用状況	前回の見直し時の推進委員会での意見	意見に対する対応（対応していない場合はその理由）	条文・条文解説で変更が必要と思われる箇所	市民自治推進委員ご意見・ヒアリング希望部署
<p>(人権施策課) ■人権相談 人権擁護委員と連携し、市において毎月人権相談を実施している。</p> <p>(人権施策課) ■人権啓発事業 広報紙、ホームページ等により人権問題についての啓発活動を行うとともに、「人権を確かめあう日」記念市民集会や差別をなくす市民集会等、市民が主体的に参加できる催しの開催により、人権意識の高揚を図っている。</p> <p>(人権施策課) ■犯罪被害者等支援 平成31年度から犯罪被害者等支援条例を施行し、犯罪被害者等に見舞金を支給している。(申請件数 R1:1件、R2:1件、R3:3件)</p> <p>(人権施策課) ■性的マイノリティ施策 令和3年度から生駒市パートナーシップ宣誓制度を実施し、性的マイノリティのカップルが、互いをその人生のパートナーとして宣誓した事実に対し、市長が認証している。(宣誓件数 R3:1件、R4:2件)</p> <p>(人権施策課) ■人権教育事業</p>	<p>(人権施策課) ・人権問題は女性、子ども、高齢者、障がいのある方、同和問題、在日外国人、犯罪被害者とその家族、インターネット等による人権侵害、性的少数者、さまざまな人権問題など多岐に渡ることから、個々の人権問題に幅広く対応することが必要となる。 また社会情勢等の変化に伴い、コロナ差別など新たな人権問題も発生することから、今後も市民一人ひとりが人権意識を高めるためには、あらゆる機会を通じて効果的な人権教育・啓発を行っていくとともに、迅速な対応ができる体制を整備していくことが必要となっている。</p>	<p>・生駒市人権擁護に関する条例（平成6年公布、平成14年改正）</p> <p>・生駒市男女共同参画推進条例（平成19年公布）</p> <p>・生駒市犯罪被害者等支援条例（平成31年公布、令和3年改正）</p> <p>(参考) 生駒市パートナーシップ宣誓制度実施要綱</p>			特になし	<p>・多様な人権課題があり、市職員だけでは対応は難しいと推察しますが（啓発事業の手法もマンネリ化しているように見受けられます）、市民（NPO等）や学校園との連携協力はどうなっていますか？</p> <p>・一般市民向けだけでなく、事業者向けの啓発事業はなにかありますか？（障害者差別解消法の合理的配慮のために事業者と連携した「おでかけトイレマップ」は作られたようですが、ほかには？ 接遇研修や従業員への配慮などは？）</p> <p>・男女共同参画に関する取組状況は全体的に薄く、記載が子育て支援に偏っているように思います（幼保子ども園課の取組が記載されているからでしょうね） 女性活躍推進法を受けた対応や防災、地域コミュニティなど多様な分野での男女共同参画の取組はないのでしょうか？（男女共同参画プラザの事業？）</p> <p>・教育指導課の取組として「いじめ対策」しか掲載されていませんが、条例の趣旨には「個性や能力の発揮」も重要な要素としてうたわれています。これらの取組はなにかないのでしょうか？（市民（NPO等）との連携も含めて）</p> <p>・上記のいじめ対策も大切な課題ですが、</p>

第2章

<p>人権教育講座「山びこ」を開催し、人権意識の高揚を図っている。</p> <p>自治会別に人権教育地区別懇談会を行うとともに、事業者が行う人権についての職場研修や学校の保護者会研修等に講師派遣、啓発用じんけん DVD 貸出事業など人権教育の推進を図っている。</p> <p>(生活支援課) ■市民の最低限度の生活を保障するため、生活保護法に基づく保護をおこなっている。</p> <p>(障がい福祉課) ■講演会の開催やリーフレットの作成・配布、広報での特集記事、「あいさポーター養成講座」の出前講座などにより、障がい者の理解啓発に関する取組を行っている。</p> <p>また、障がい者が障がいを理由として差別を受けず、その人らしく暮らす権利を侵害されることのないよう、権利擁護に関して障がい者や擁護者が身近に相談できるよう、権利擁護支援センターを設置した。(H27.10)</p> <p>(教育指導課) ■いじめ問題対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H29～ いじめ問題対策連絡協議会、いじめ防止等対策審議会 (H29.4.1 条例設置) ・R4.3 生駒市いじめ防止基本方針改定 <p>各小中学校では、6月を「いじめ防止月間」とし、アンケートや面談、集会等を実施している。取組内容はHPに掲載している。</p> <p>各校いじめ防止基本方針をHPに掲載。</p> <p>生駒市いじめ問題対策連絡協議会を7月と2月に開催している。</p>	<p>(生活支援課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保護者、生活困窮者の中には、障がいやDV、外国籍等が理由である者も多くいることから、常にその個人情報に配慮しながら、個々の実情に応じた支援をおこなっていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生駒市いじめ問題対策連絡協議会及び生駒市いじめ防止等対策審議会条例 			<p>新たないじめの形態として、ネット上でのトラブル（加害者にも被害者にもなりうる）防止の研修などはなにか行っておられますか？</p>
--	--	--	--	--	---

第2章

<p>(幼保こども園課)</p> <p>■男女共同参画と個性の尊重を重視する保育・教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none">・男女混合名簿・県及び市で実施する研修に参加・毎月1回の「人権を確かめあう日の集い(年間計画作成)」や日々の保育の中で実施(保育園)・毎月1回の人権を確かめあう日の取組を位置づけ、各園年間計画をたてて実施・日々の保育の中で実施(幼稚園・こども園)・「おやじの会」など、保育園・幼稚園での父親の子育て参加支援						
---	--	--	--	--	--	--